

平成22年川俣町議会第4回定例会会議録

平成22年川俣町議会第4回定例会は、6月7日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 高橋道弘君	2 番 高橋真一郎君	3 番 鳴原利光君
4 番 高橋道也君	5 番 菅野清一君	6 番 齋藤博美君
7 番 昆久美子君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 三浦浩一君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 高野善兵衛君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教 育 長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

議報告第2号 例月出納検査の結果報告について

報告第3号 寄附採納報告

報告第4号 平成21年度川俣町繰越明許費の繰り越しの報告について（一般会計）

報告第5号 町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について

議案第43号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第2号 川俣町税条例の一部を改正する条例）（説明）

議案第44号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第3号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例）（説明）

議案第45号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第4号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（説明）

議案第46号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第5号 平成21年度川俣町一般会計補正予算（第11号））（説明）

議案第47号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第6号 平成21年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））（説明）

議案第48号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第7号 平成21年度川俣町老人保健特別会計補正予算（第3号））（説明）

議案第49号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第8号 平成21年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））（説明）

議案第50号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（説明）

議案第51号 平成22年度川俣町一般会計補正予算（第1号）（説明）

議案第52号 平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）（説明）

議案第53号 平成22年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）（説明）

議案第54号 おじま自然体験館改修工事請負契約締結について（審議採決）

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。開会に先立ち申し上げます。

福島県町村議会議長会総会が、５月２５日に福島県自治会館で開会されました。その席上、７名の議員の皆様が特別功労者並びに自治功労者として表彰されましたので、ここで表彰状の伝達を行います。

ただいまからお名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は前へお進みください。

（表彰伝達）

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、ここで４月の人事異動により本定例会から出席職員が一部替わりましたので、総務課長から紹介があります。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 皆様おはようございます。第４回川俣町議会定例会開会に先立ちまして、本年４月１日付町職員の人事異動によりまして、議会出席課長等に異動がございましたので、ご紹介を申し上げます。

企画財政課長 菅野浩市郎でございます。会計管理者兼会計室長 佐藤修一でございます。建設水道課長 沢井一雄でございます。

以上、３名でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で表彰の伝達並びに出席職員の紹介を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は１６人です。定足数に達しておりますので、平成２２年第４回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前１０時０９分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

本日は気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において１３番議員 石河清君、１４番議員 遠藤宗弘君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２，会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河清君） 皆さん、おはようございます。本定例会の会期及び審議日程につきまして、去る６月３日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期は、本日から１１日までの５日間といたします。

審議日程であります。第１日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願、陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査の結果報告、寄附採納報告等を受けます。その後、一般議案８件、平成２２年度補正予算

3件について、提案内容の説明を受けた後、契約の締結について審議、採決を行い、午後1時半ころ散会の予定であります。なお、本会議終了後は各常任委員会を開催していただき、付託議案等の審査をお願いいたします。2日目の8日、火曜日は、議案調査のため休会といたします。3日目の9日、水曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は6名の方を予定しております。4日目の10日、木曜日は、午前10時に本会議を開議し、10日に引き続き2名の方の一般質問を行い、午後1時半ごろ散会の予定であります。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。本定例会最終日であります5日目の11日、金曜日は、午前10時から11時まで各常任委員会を開催していただきます。なお、追加議案等が予定されておりますので、午後1時から議会運営委員会等を開催いたします。その後、本会議を午後3時に開議し、常任委員長から請願、陳情の審査結果について報告を受けた後、一般議案8件、平成22年度補正予算3件について、質疑、討論、採決を行います。その後、追加議案等が予定をされておりますので、これらをすべて議了し、午後5時ごろ閉会の予定であります。

以上のとおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いをいたしまして、報告といたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　ただいま議会運営委員長が報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　異議なしと認めます。

よって会期は、5日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　日程第3、本定例会に付議されました議案は、お手もとに配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　日程第4、町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君）　皆様おはようございます。

本日、ここに平成22年第4回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、ただいまは福島県町村議会議長会表彰を受けられました特別功労表彰の高野議員、五十嵐議員、三浦議員、誠におめでとうございます。また、自治功労表彰を受けられました新関議員、菅野議員、昆議員、斎藤議員、誠におめでとうございます。どうぞ今回の受賞を契機とされまして、なお一層本町伸展のためにご指導賜りたくお願い申し上げる次第であります。

本定例会に提出いたします案件は、報告3件のほか、議案は、川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例など12件でございますが、これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町政の近況や重要課題等について、ご報告を申し

上げます。

まず、4月6日の各小中学校の入学式をはじめ、運動会、各地区敬老会、各団体の総会、また桜まつり、女神山をはじめとする里山の山開き等々、雪などにも見舞われた件もございましたけれども、各町内地域において行事が行われてまいりましたが、議員各位におかれましても、ご出席、ご参加をいただき、お蔭様で有意義に盛会に開催できてまいりましたことに御礼申し上げます。

さて、この春の不順な天候についてでございますが、今月1日に気象庁が発表いたしました3月から5月までの3か月間の天候のまとめによりますと、日本列島付近には平年より強い寒気と暖気の境界が位置したほか、前線や低気圧が頻繁に通過したため、冬に引き続き寒暖の差が激しかったとのことでございました。本町におきましても、4月の平均気温が昨年同月よりも2.6度も低い8.1度と例年になく寒い日が続いており、先週末からは久しぶりに暑い日々となっておりますが、8月には北日本を中心に冷夏の可能性があるとのことで、夏物商戦や農作物などの生育に対する今後の影響などが懸念されているところでございます。

第2点目は、景気と産業の動向について御報告申し上げます。内閣府の月例経済報告によりますと、景気は着実に持ち直しているが、なお自立性は弱く、失業率が高水準にあるなど、厳しい状況にあるとのことであり、予断を許さない状況が続いております。福島県の最近の経済動向によりますと、総合判断といたしまして、県内の景気は引き続き厳しい状況にあるが、生産活動や雇用情勢を中心に持ち直しの動きが見られるとのことでございます。個別判断では、個人消費は乗用車など一部に明るい動きがみられるが、総じて弱い状況にある。雇用、労働は引き続き厳しい状況にあるものの、わずかに改善のきざしがみられる。物価は、企業物価指数は足元でわずかに上昇している。消費者物価指数は、ほぼ横ばいで推移しているとのことでございます。本町内企業の景気につきましては、依然として厳しい状況に変わりはございませんが、ある自動車関係の企業においては、仕事の受注量はリーマンショック以前の8割程度には戻ったが、体質改善を図って対応してきても、材料費の高騰や加工費の課題などがあり、また、他社につきましても同様の傾向にあります。受注が戻り大変忙しく、時間外対応が増加しているが、9月以降が見えないと伺っております。一方、現在でも雇用調整給付金を活用しながら、週3日から4日稼働の会社もあり、依然として厳しい状況が含んでいるものと考えております。

雇用の状況についてでございますが、福島労働局の発表によりますと、県内の4月の有効求人倍率は前月と同率の0.38倍となり、昨年4月と比べ0.02ポイント上昇しているものの、県内の雇用失業情勢は、依然として厳しい状況にあるのが現状でございます。このような状況でございますので、町といたしましては、先ほども申し上げましたが、今年度においても福島県緊急雇用創出基金を活用いたしまして、事業費ベースで6,400万円の雇用創出事業費を計上し、現在37名の雇用を図っているところでございます。

続きまして、農業について申し上げます。特に今春は冒頭申し上げましたように、

不順な天候により遅霜等も心配されましたが、霜が降ったのはごく一部で、ほとんど被害はございませんでした。現在、低温気象による水稻や葉タバコの発根遅延や小菊、そして牧草などの生育の遅れなどが心配されておりました。今後、関係各機関と連携を取りながら注意深く農作物の生育等について、状況把握に努めてまいりたいと考えております。また、家畜伝染病口蹄疫対策につきましては、宮崎県で口蹄疫の被害が拡大し長期化している現状や、いまだに治まる気配がないことを受けての緊急対応といたしまして、町といたしましても農場などの衛生管理の強化による感染防止のため、畜舎入口や周囲の消毒用として、牛や豚などを飼育している町内の全畜産農家51戸に対しまして、消石灰などの消毒薬の無償配布を行うこととし、関連予算を予備費から支出することといたしましたところでございます。

次に、商業についてでございます。消費の低迷は依然として続いており厳しい状況でございますが、平成20年度より実施しておりますプレミアム付商品券発行補助事業は3月はじめに実施いたしました。期限付き商品券であったこともあり、商工会からは売り上げに結びついていないとの報告を受けております。今後とも商店街の活性化に向け、今年度予算化いたしました空き店舗活用事業などの活用を図りながら、支援をしてまいりたいと考えております。

第3点目は、繰越事業や新年度事業についてでございますが、平成21年度から平成22年度へ繰り越した事業の進捗状況につきましては、幼稚園、各小学校のトイレ洋式化工事は完了し、さらに、中央公民館ホール空調設備工事もほぼ完了いたしております。旧福沢小学校施設改修工事や川俣中学校耐震補強工事、富田幼稚園耐震補強工事をはじめ、ブロードバンド整備事業などにつきましても、予定どおりに進んでいるところでございます。新年度がスタートいたしまして既に2か月が経過いたしました。今年度の最優先事業として実施する経済、雇用対策において、緊急雇用創出基金事業を活用した西部工業団地内の新助館遺跡本調査事業をはじめ、美術館整備事業や学校教育施設環境整備事業などに、現在37名の雇用を図り、業務を推進しているところでございます。旧小島小学校施設改修工事につきましても、先週入札が終わりまして、今議会に請負契約締結について提案をする運びとなりました。また、中学卒業までの子ども1人当たり月に1万3,000円を支給する子ども手当が、県内では今月4日から支給されておりますが、本町では指定した口座に振り込む形で、10日に初回支給を行うこととしております。

第4点目は、町政懇談会について報告をさせていただきます。今年度も5月11日から開始をいたしまして、予定いたしております12か所のうち、現在までに11地区において終了いたしました。今年度の町政懇談会におきましては、平成22年度予算と第5次振興計画基本構想素案について、また、国民健康保険加入者に対する特定健康診査につきましても、今年度より町内4か所の医療機関でも来年2月まで受診することができるようにしたことなどを踏まえ、説明を行ってまいりましたが、受診率アップに大きくつながることを期待しております。また、事前に各自治会からご提出いただきました質問、提言につきましては、文書に

いたしたうえ、説明を加えながら回答を申し上げてきたところであります。懇談の内容につきましては、例年のように道路などの整備に関することが多いものの、まちづくりに関するご意見等もいただいておりますので、これからのまちづくりに積極的に活かしてまいりたいと考えてございます。

次に、第５点目、第５次振興計画の策定について申し上げます。第５次振興計画の策定にあたっては自治会担当職員も加わり、昨年９月から１１月にかけて各自治会におきまして、振興計画まちづくり座談会を各３回開催してまいりましたが、出されました意見の反映につきましては、振興計画全体の参考とさせていただくとともに、特に基本計画に反映させたいと考えております。今年度は、町政懇談会において基本構想素案の説明を行うとともに、広報かわまた５月号と町ホームページにおいて、意見募集を行ってきております。現在、基本構想に掲げた基本理念や将来像基本目標に基づき、今後、推進すべき主要施策を体系的に示す基本計画を策定しているところでございます。

次に、第６点目、生活交通体系の構築事業について報告をいたします。平成２０年３月に策定をいたしました本町の生活交通計画では、基本方針を路線バスの見直しと併せてデマンド型交通を導入することといたしております。平成２１年度の実証運行により、山木屋地区、小網木地区、福沢地区では、路線バスが利用しにくかった交通空白地帯の生活交通が確保され、利便性を高めることができました。今年度におきましては、伊達市月館町、新助待地区から福田・小神地区を経由し、川俣高校前まで運行しております路線バス新助待線の再編に伴う福田・小神地区のデマンド型乗合タクシーの１０月１日、運行開始を目標として、５月上旬から運行のあり方を検討するための地区懇談会を福田・小神地区において開催しながら、協議、検討を行っているところでございます。

それでは、主な議案の説明を申し上げます。

議案第４３号から議案第４９号までは、専決処分の報告及びその承認を求めるものでございます。

議案第４３号、専決第２号 川俣町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律等が改正されたことに伴い、個人住民税や町たばこ税など、所要の改正を行ったものでございます。

議案第４４号、専決第３号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例は、地方税の課税免除及び不均一課税を適用している過疎地域自立促進計画特別措置法の省令改正により適用期限の延長が行われたため、所要の改正を行ったものでございます。

議案第４５号、専決第４号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律等が改正されたことに伴い、国民健康保険税に係る課税限度額の引き上げなど、所要の改正を行ったものでございます。

議案第４６号、専決第５号 平成２１年度川俣町一般会計補正予算（第１１号）につきまして申し上げます。主な歳入では、町税や国・県支出金等の確定、歳出では

物件費や扶助費、普通建設事業などの確定などにより、歳入額及び歳出の事業費に変更が生じ、平成２２年３月３１日をもって専決処分が必要となったため、１億５、６６４万５、０００円の減額補正を行ったものでございます。

議案第４７号、専決第６号 平成２１年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）につきましては、事業勘定において医療給付費等の確定に伴い、歳入額及び歳出の医療費等に変更が生じ、平成２２年３月３１日をもって専決処分が必要となったため、４、０００万円の減額補正を行ったものでございます。

議案第４８号、専決第７号 平成２１年度川俣町老人保健特別会計補正予算（第３号）につきましては、老人医療費の給付費確定に伴い、歳入額及び歳出の医療費等に変更が生じ、平成２２年３月３１日をもって専決処分が必要となったため、１８５万１、０００円の増額補正を行ったものでございます。

議案第４９号、専決第８号 平成２１年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）につきましては、後期高齢者医療保険事業費等の確定に伴い、歳入額及び歳出の保健事業費等に変更が生じ、平成２２年３月３１日をもって専決処分が必要となったため、２９２万８、０００円の減額補正を行ったものでございます。

議案第５０号、川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、国民健康保険における保険給付費の伸びや所得の減少など医療費の推移や財政状況を踏まえ、保険税に係る医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の按分率を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第５１号、平成２２年度川俣町一般会計補正予算（第１号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ１、７１８万８、０００円を追加し、予算の総額を５９億６、１１８万８、０００円にしようとするものでございます。歳入の主な補正につきましては、森林整備地域活動支援交付金事業補助金５０万円の増額、農地・水・環境保全向上対策事業推進負担金２６万４、０００円の減額でございます。

歳出の主な補正につきましては、４月１日付け職員の人事異動に伴います一般会計、特別会計間等における人件費の組み替え、広域行政事務組合に対し、今年度から派遣を行わないことによる人件費の増額、議会研修事業費７３万７、０００円の増額などございまして、本補正予算の歳入歳出の不足額１、６９５万２、０００円を財政調整基金から繰り入れる捨置としているものでございます。

議案第５２号、平成２２年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、４月１日付け職員の人事異動に伴い、既定の予算額から歳入歳出それぞれ１８１万３、０００円を減額し、予算の総額を１３億９、７８２万８、０００円としようとするものでございます。

議案第５３号、平成２２年度川俣町水道事業会計補正予算（第１号）は、４月１日付け職員の人事異動に伴い、収益的支出において、職員給与費５１０万４、０００円の減額補正をしようとするものでございます。

議案第５４号、おじま自然体験館改修工事請負契約の締結については、本改修工事について平成２２年６月３日に入札を執行し仮契約を締結いたしましたので、議

会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、提案の都度、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げ、提案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

陳情第2号「保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書」、これを総務文教常任委員会に、請願第8号「鶴沢字宮地区側溝改良整備に関する請願書」、請願第9号「山木屋地内町道大洪・大松平山線整備改良に関する請願書」、請願第10号「山木屋下平線町道延伸認定及び整備改良に関する請願書」、請願第11号「EPT・FTA推進路線の見直しを求める請願」、請願第12号「備蓄米買入れと米価の回復・安定を求める請願」、請願第13号「福島県最低賃金の引き上げと早期発行を求める意見書提出の請願について」、請願第14号「住居を失った離職者に対する総合支援策」の拡充に関わる意見書提出の請願について、以上7件を産業建設常任委員会に、陳情第1号「非核三原則」の法制化を求める議会決議・意見書採択の陳情」、これを厚生常任委員会にそれぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6、ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手もとに配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、去る3月定例会で可決されました「所得税法第56条の廃止を求める」に関する意見書は、内閣総理大臣はじめ関係大臣等へそれぞれ送付いたしましたので、報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、福島地方広域行政事務組合議会定例会について報告願います。

高野善兵衛君。

○15番（高野善兵衛君） 15番 高野です。福島地方広域行政事務組合の報告をいたします。

平成22年3月29日、午後2時15分、福島地方広域行政事務組合議会定例会

がサンパレス福島に招集され、佐藤喜三郎議長とともに出席してきました。

付議議案は、報告 1 件、議案 1 2 件でありました。報告 1 件は報告され、議案 1 2 件は、審議の結果、原案のとおり可決されましたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付のとおりであります。これで報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会定例会及び臨時会について報告願います。昆久美子君。

○7 番（昆 久美子君） 7 番 昆でございます。私から伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日、午後 1 時 3 0 分、伊達地方衛生処理組合議会定例会は、伊達地方衛生処理組合に招集され、齋藤博美議員とともに出席してまいりました。

付議議案は、報告 1 件、議案 9 件でありました。報告 1 件は報告され、議案 9 件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。また、平成 2 2 年 5 月 2 0 日、午後 2 時 3 0 分、臨時会が伊達地方衛生処理組合に招集され、齋藤博美議員とともに出席してまいりました。

付議議案は、選挙 2 件、議案 2 件でありました。選挙の結果、国見町の齋藤政之議員が議長に、伊達市の原田建夫議員が副議長にそれぞれ選任されました。議案 2 件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部につきましては、お手もとに配付のとおりです。これで報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、伊達地方消防組合議会定例会について報告願います。黒沢敏雄君。

○1 0 番（黒沢敏雄君） 1 0 番 黒沢です。私からは伊達地方消防組合議会の報告をいたします。

平成 2 2 年 3 月 2 4 日、午前 1 0 時、伊達地方消防組合議会定例会は、伊達消防組合に招集され、菅野清一議員とともに出席してまいりました。

付議議案は、報告 1 件、議案 2 件でありました。報告 1 件は報告され、議案 2 件は、審議の結果、原案どおり可決されたことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付のとおりであります。これで報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 7，議報告第 2 号、例月出納検査の結果を報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） なお、例月出納検査の結果報告は、お手もとに配付のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 8，報告第 3 号、寄附採納について報告いたします。総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 9，報告第 4 号「平成 21 年度川俣町繰越明許費の繰り越しの報告（一般会計）」について、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 報告第 4 号について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 10，報告第 5 号「町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出」について、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 報告第 5 号について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 11，議案第 43 号「専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号 川俣町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 議案第 43 号、専決処分の報告及びその承認について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同法同条第 3 項の規定によって報告し、その承認を求める。

記

専決第 2 号 川俣町税条例の一部を改正する条例

平成 22 年 6 月 7 日提出

川俣町長 古川道郎

専決第 2 号、川俣町税条例の一部を改正する条例、以下、改正文の朗読は省略をいたします。

平成 22 年 3 月 31 日

川俣町長 古川道郎

ご説明申し上げます。

本件専決処分の報告及びその承認につきましては、町税条例の一部改正の専決処分の報告とその承認を求めるものです。これは、平成 22 年 3 月 31 日、法律第 4 号、地方税法等の一部を改正する法律など、いわゆる平成 22 年、地方税制の改正を受け、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分の方法により、同日付をもって同条例を改正したものでございます。その主な内容について申し上げます。

第 1 点目として、個人の住民税の改正であります。これは、平成 24 年度分の個人住民税から 16 歳未満の扶養親族にかかる扶養控除を廃止するとともに、16 歳以上、19 歳未満の特定扶養親族にかかる扶養控除の上乗せ部分を廃止するもので、当該改正部分の施行日は、平成 24 年 1 月 1 日です。

第 2 点目として、町たばこ税の改正であります。これは旧 3 級品以外の製造たばこにかかる町たばこ税を 1,320 円引上げ、旧 3 級品以外の製造たばこにかかる町たばこ税を 626 円引き上げるもので、当該改正部分の施行日は、平成 24 年 1 月 1 日です。

以上、議案第 43 号、専決処分の報告及びその承認（専決第 2 号 川俣町税条例

の一部を改正する条例)について、ご説明申し上げました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　ここで休憩いたします。再開は１１時１５分といたします。
（午前１１時００分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　再開いたします。
（午前１１時１５分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　ただいま町民税務課長から議案第４３号について、説明に誤りがありましたという申し出がありましたので、発言を許します。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君）　先ほど議案第４３号、専決処分の報告及びその承認について（専決第２号　川俣町税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明を申し上げました。その中の主要な改正点の第２点目、町たばこ税の改正につきまして、当該改正部分の施行日を私、平成２４年１月１日と申し上げましたが、これは平成２２年、今年の１０月１日でございます。２４年１月１日は誤りでございまして、２２年１０月１日とご訂正をよろしくお願いいたします。お詫びして、ご訂正お願い申し上げます。以上です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　日程第１２，議案第４４号「専決処分の報告及びその承認について（専決第３号　川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君）　議案第４４号、専決処分の報告及びその承認について地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので同法同条第３項の規定により報告し、その承認を求める。

記

専決第３号　川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例

平成２２年６月７日提出

川俣町長　古川道郎

専決第３号　川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例

川俣町税特別措置条例（昭和４９年川俣町条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第３条中「平成２２年３月３１日」を「平成２３年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

平成２２年３月３１日

川俣町長　古川道郎

ご説明申し上げます。

本件専決処分の報告及びその承認につきましては、町税特別措置条例の一部改正

の専決処分の報告とその承認を求めるものです。これは、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん制度を適用している過疎地域自立促進特別措置法等に基づく減収補てん措置が行われる場合を定める省令が、平成22年3月31日をもって改正されたことを受け、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分の方法により、同日付をもって本条例を改正し、4月1日から施行したものでございます。その内容について申し上げます。

第3条の規定は、過疎地域における課税免除措置の規定です。その適用期限につき、平成22年3月31日を平成23年3月31日まで延長したものであります。

以上、議案第44号、専決処分の報告及びその承認（専決第3号 川俣町税特別措置条例の一部の改正する条例）につきまして、ご説明申し上げました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第13、議案第45号「専決処分の報告及びその承認について（専決第4号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 議案第45号、専決処分の報告及びその承認について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同法同条第3項の規定によって報告し、その承認を求める。

記

専決第4号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成22年6月7日提出

川俣町長 古川道郎

専決第4号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

以下、改正文の朗読は、省略をいたします。

平成22年3月31日

川俣町長 古川道郎

ご説明申し上げます。

本件専決処分の報告及びその承認につきましては、町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告とその承認を求めるものです。これは地方税法等の一部を改正する法律等が、平成22年3月31日に公布されたことを受け、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分の方法により、同時付をもって同条例を改正し、原則として4月1日から施行したものでございます。その主な内容について申し上げます。

国民健康保険税につきましては、限度額が設けられております。今回の改正は、その限度額、改正前59万円でございますが、引き上げまして63万円となりました。具体的には、保険税の基礎賦課額、医療給付分でございますが、現行47万円が3万円引き上げられて50万円、後期高齢者支援金分等が現行12万円が1万円引き上げられて13万円としたものでございます。なお、医療分における課税限度

額が適用される世帯数を申し上げます。改正前が５世帯、被保険者数で１６人、改正後が１６世帯、被保険者数で６５人、差引１１世帯、被保険者数４９人の増となったものであります。

以上、議案第４５号、専決処分の報告及びその承認について、専決第４号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１４，議案第４６号「専決処分の報告及びその承認について（専決第５号 平成２１年度川俣町一般会計補正予算（第１１号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第４６号 専決処分の報告及びその承認について（平成２１年度川俣町一般会計補正予算（第１１号））について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議案第４６号の私の発言の中で、専決第５号 平成２１年川俣町一般会計補正予算と申し上げましたが、平成２１年度の誤りであります。それで、この議事日程表の中の印刷の中にも間違いがありますので、議会事務局長から訂正させます。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 申し訳ございませんが、議事日程表をご覧いただきたいと思います。

第１号、議案第４６号が平成２１年となっておりますが、平成２１年度でお願いしたいと思います。２ページですが、議案第４６号、平成２１年川俣町国民健康保険となっておりますが、平成２１年度、その「度」を加入をお願いしたいと思います。議案第４８号、同様に平成２１年度の「度」を加入をお願いしたいと思います。議案第４９号、平成２１年度の「度」が抜けておりますので、加入をお願いしたいと思います。

議事日程の第４号、４ページであります。同様に議案第４６号、平成２１年度の「度」が抜けております。同じく議案第４７号、平成２１年度川俣町国民健康保険の２１年度の「度」が抜けておりますので、加入をお願いいたします。議案第４８号も同様に平成２１年度の「度」が抜けておりますので、加入をお願いいたします。議案第４９号、平成２１年度川俣町後期高齢者の２１年度の「度」が抜けておりますので、加入をお願い申し上げたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１５，議案第４７号「専決処分の報告及びその承認について（専決第６号 平成２１年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第４７号 専決処分の報告及びその承認につい

て（専決第 6 号 平成 21 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））
について説明した。

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後 1 時です。
(午後 0 時 01 分)

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。
(午後 1 時 00 分)

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 16，議案第 48 号「専決処分の報告及びその承認に
ついて（専決第 7 号 平成 21 年度川俣町老人保健特別会計補正予算（第 3 号））」
を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第 48 号 専決処分の報告及びその承認につ
いて（専決第 7 号 平成 21 年度川俣町老人保健特別会計補正予算（第 3 号））につ
いて説明した。

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 17，議案第 49 号「専決処分の報告及びその承認に
ついて（専決第 8 号 平成 21 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3
号））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第 49 号 専決処分の報告及びその承認につ
いて（専決第 8 号 平成 21 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3
号））について説明した。

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 18，議案第 50 号「川俣町国民健康保険税条例の一
部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 議案第 50 号、川俣町国民健康保険税条例の一部を改
正する条例

改正条例の朗読は、省略いたします。

平成 22 年 6 月 7 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

平成 22 年度以降の国民健康保険税の按分率を改正するため、所要の改正を行う
ものである。

ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成 22 年度以降の川俣町国民健康保険税の按分率を定めること

が目的であります。

では、改正の概要についてご説明を申し上げます。

国民健康保険税につきましては、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3つの要素から構成されており、それぞれの按分率を定めることとされております。では、その3つの要素につきまして、ご提案申し上げている按分率につきまして申し上げます。なお、別にお配りしてございます按分率の比較表をご参照をいただければと思います。所得割について申し上げます。医療分が3.30ポイント増の6.80%、後期高齢者支援金分が1.30ポイント増の7.70%、介護納付金分が1.20ポイント増の2.85%、所得割の合計が5.80ポイント増の15.35%であります。

次に、資産割について申し上げます。医療分が2.40ポイント増の17.40%、後期高齢者支援金分が2.40ポイント減の15.00%、介護納付金分が増減なしの6.52%、資産割の合計が増減なしの38.92%でございます。

次に、被保険者数一人ひとりに賦課される均等割額について申し上げます。医療分が3,000円増の1万6,500円、後期高齢者支援金分が2,500円減の1万1,000円、介護納付金分が500円減の8,200円。均等割の合計が、増減なしの3万5,700円であります。

次に、被保険者世帯ごとに賦課されます平等割額について申し上げます。医療分が5,000円増の1万6,500円、後期高齢者支援金分が500円減の1万1,000円、介護納付金分が400円増の7,700円、均等割の合計が4,900円増の3万5,200円であります。

附則によりまして、この改正条例は、平成22年4月1日から適用し、改正後の川俣町国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用。21年度分までの国民健康保険税につきましては、なお、従前の例によるとしております。説明は、以上であります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第19、議案第51号「平成22年度川俣町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第51号 平成22年度川俣町一般会計補正予算（第1号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第20、議案第52号「平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第52号 平成22年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 2 1，議案第 5 3 号「平成 2 2 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第 5 3 号 平成 2 2 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 2 2，議案第 5 4 号「おじま自然体験館改修工事請負契約締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） 議案第 5 4 号、おじま自然体験館改修工事請負契約締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契 約 の 目 的 おじま自然体験館改修工事
- 2 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 3 工 事 の 場 所 川俣町大字小島字町畑 1 2 番地
- 4 契 約 金 額 7,770 万円

（うち消費税及び地方消費税 370 万円）

- 5 契約の相手方 川俣町字仲ノ内 2 6 番地の 1 1

株式会社長谷川工務所代表取締役 長谷川弘二

平成 2 2 年 6 月 7 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議決を求めものである。

それでは、ご説明申し上げます。

仮称おじま自然体験館改修工事につきましては、平成 2 0 年 3 月をもって閉校となりました旧小島小学校を宿泊体験施設として改修するものでございます。本工事は、鉄筋コンクリート建て 2 階建て、1 階及び 2 階、計 1 8 5 3. 6 6 平方メートルを 8 0 人が宿泊できる宿泊室 1 1 室と食堂及び厨房に、また、2 0 人が入浴できる浴槽 1 つと 8 人が入浴できる浴槽 2 つ、図書、ライブラリー、調理実習室、体験実習室等に改修するものであります。工期は、平成 2 2 年 5 月 3 日の入札を経まして、5 月 4 日に仮契約をいたしました。すみません。6 月 3 日の入札を経まして、6 月 4 日に仮契約をいたしました。今般、議会のご承認を得まして、平成 2 2 年 9 月 3 0 日までの 4 か月間に工事を行うものであります。入札は、指名競争入札により実施いたしました。指名業者は、遠藤工務所、香野建設、古俣工務店、長谷川工務所、村上工務店の 5 社であります。入札の結果、長谷川工務所が 7,770 万円で落札をし、仮契約を締結いたしましたところでありまして、本議会におきまして議決を求めるため提案をいたしましたところでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
新関善三君。

○9番（新関善三君）　9番　新関善三です。おじま体験館ようやくここまで建設にこぎ着けられたわけですが、この事業費7,770万円というふうな事業費等につきましては、指名競争入札で実施したというようなことでございますけれども、これら指名業者の選定にあたっては、建設法上の事業費からいって特定建設業の資格要件が具備されていなくてはならないと思うんですが、これらの要件をすべて具備されているのかどうか等について伺いいたします。

それと、この入札価格、最高はどういった入札価格であったのか、公表できればしていただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君）　企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君）　ただいまのご質問の特定建設業の関係について申し上げます。

特定建設業の資格の場合は、下請け、元請け工事における下請け金額が、例えば一般建設業でありますと、下請け金額を合わせて4,500万円以上の場合は、特定建設業でなければできないとなっております。今回の契約につきましては、4,500万円に満たないという判断をして、今回のような入札を行ったものでございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君）　お質しの件であります。今、手もとに持っておりますので、今、取り寄せてご答弁とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　新関善三君。

○9番（新関善三君）　特定建設業の金額の範囲5,000万円を下回って行うということでございますけれども、これはあらかじめどんどん下請けまで許容しながら入札、あるいは指名業者の選定ということはまかり通るわけですか。

○議長（佐藤喜三郎君）　企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君）　先ほどもちょっと説明の仕方が明確でなかった分について、まず、ご説明を申し上げます。

先ほどの一般建設業における下請け金額と申しますのは、これは元請け工事の金額にかかわらず、下請けを行う場合の金額の合計額が4,500万円を超えれば、特定建設業の資格を持っていないのであればですけれども、下請けに出す金額の合計が4,500万円に満たない場合は、これは一般建設業でも工事が可能だということでございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君）　それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

最高の金額は、税を足しまして7,886万5,500円であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 今の企財課長の答弁を聞いていますと、あらかじめ設計の段階でこの分とこの分は当然下請けが出すんだと、そういったことも設計の段階で審査するのかな。そういったことで指名競争業者を選定するのかな。

あともう1点は、当時、審査委員会ではここまでそれらの審査の内容等について掌握しているのかなというようなことでございますけれども、施工管理技術者、これも義務づけられておるわけでございますけれども、こういったことは当然具備された業者を指名業者に指定したというようなことで、そういう理解をしても差し支えございませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

下請けの金額をあらかじめ把握というふうなお話ではございますが、これは一般的に建築業の許可でございますので、それ以外のものについて仮に下請けに出すような場合はどのぐらいかというのは、把握をしております。また、工事現場の技術者制度によりますと、資格要件としまして、今回のような場合につきましては、通常1級でもよろしいんですけども2級国家資格者、例えば一般的には2級建築士とかの要件が具備されないとだめだということでもありますので、その辺については把握をしているところでございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 確認いたしますけど、私の知識では、5,000万円を超える工事をやる場合は、1級の施工管理技術者が常駐しないとできないというふうに建設業法ではなっていると思うんですけども、その解釈で間違いはないでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現場技術者の関係と請負金額の関係だと理解しますけれども、例えば公共性のある建築工事で、請負金額5,000万円以上の場合は、常駐しなければならないのは、例えば技術者として先ほど申し上げたように2級建築士であっても、現場専任の技術者が常駐すれば、それは問題ないということとなっております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そうしますと、1級の施工管理技術者の配置義務は、どのような工事からなるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1級の資格につきましては、一般建築の工事でございますと、下請けに出される予定の金額が4,500万円以上ということと、なおかつ公共性のある工事を施工

する場合におきましては、その２点について具備しなければならないというふうになっております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○１番（高橋道弘君） 福島県の工事を発注する場合の要件によれば５，０００万円以上の工事の場合は、特定建設企業、更に当然１級の施工管理技術者が常駐されていなくてはならないというふうになってますが、先ほどからの答弁を聞いていますと、要は４，５００万円の下請けを超えないから一般でもいいんだというお話で、それから２級でもいいんだというお話だと思うんですね。そうしますと、発注者側の町としては、その４，５００万円以内に下請けが収まっているということはどういうふうな形で担保なさるのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま把握しておりますのは、設計段階での金額で、建築以外のものの金額が４，５００万円を超えないという段階で把握をしているところでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第５４号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから各常任委員会を開催していただき、委員会の日程等について協議願います。なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長にお願いいたします。

明日８日は、議案調査のため休会といたします。９日、水曜日は、午前１０時から本会議を開き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後１時５７分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 石河 清

同 署名議員 遠藤 宗弘